

目 次

	(ページ)
1 J-NE T市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例の一部改正新・旧規定対照表	2
2 株価指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新・旧規定対照表	3
3 株価指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新・旧規定対照表	6
4 業務方法書の一部改正新・旧規定対照表	9
5 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新・旧規定対照表	11
6 株価指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新・旧規定対照表	13
7 個別証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新・旧規定対照表	15
8 株価指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新・旧規定対照表	16

J－N E T市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(J－N E T取引の種類)	(J－N E T取引の種類)
第11条 (略)	第11条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(規程第9条第3項各号に掲げる日の売買については、5日目の日)に決済を行うものとする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。 <u>第32条第1項第1号を除き</u> 、以下同じ。)の売買については5日目の日に決済を行うものとする。	3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(規程第9条第3項各号に掲げる日の売買については、5日目の日)に決済を行うものとする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)の売買については5日目の日に決済を行うものとする。
(J－N E Tデリバティブ取引の取引時間)	(J－N E Tデリバティブ取引の取引時間)
第32条 J－N E Tデリバティブ取引の取引時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各号に定める時間とする。	第32条 J－N E Tデリバティブ取引の取引時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各号に定める時間とする。
(1) 株価指数先物取引及び株価指数オプション取引 午前8時20分から午後4時まで及び午後4時30分から <u>翌日の午前3時</u> まで	(1) 株価指数先物取引及び株価指数オプション取引 午前8時20分から午後4時まで及び午後4時30分から <u>11時30分</u> まで
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)
付 則	
この特例は、平成23年7月19日から施行する。	

株価指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(用語の意義)	(用語の意義)
第2条 この特例において使用する用語の意義については、有価証券の売買契約締結の方法に係る用語の意義に従うものとし、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。	第2条 この特例において使用する用語の意義については、有価証券の売買契約締結の方法に係る用語の意義に従うものとし、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) 取引日とは、一日（休業日（業務規程第3条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）を除く。）の第5条において <u>夜間立会</u> 開始時として定める時から、その翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。 <u>第5条第1項第2号及び第11条第5項第2号を除き</u> 、以下同じ。）の <u>本所が定める時間まで</u> をいう。	(6) 取引日とは、一日（休業日（業務規程第3条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）を除く。）の第5条において <u>イブニング・セッション</u> 開始時として定める時から、その翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）まで <u>（翌日にイブニング・セッションを行う場合は、当該イブニング・セッションの開始前まで。）</u> をいう。
(限月取引及びその数)	(限月取引及びその数)
第4条 (略)	第4条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 <u>新たな限月取引の取引開始日は、第2項各号に規定する各限月取引のうち</u> 、最初に取引最終日が到来する限月取引（以下「直近の限月取引」という。）の取引最終日の終了する日の <u>翌日とし、その日の本所が定める時間から新たな限月取引を開始する。</u>	4 第2項各号に規定する <u>各株価指数先物取引</u> について、最初に取引最終日が到来する限月取引（以下「直近の限月取引」という。）の取引最終日の終了する日の <u>翌日を新たな限月取引の取引開始日とする。</u>
5 (略)	5 (略)
(立会の区分及び取引時間等)	(立会の区分及び取引時間等)
第5条 競争売買市場（本所の市場（JASDAQにおける有価証券上場規程第2条に規定するJASDAQを除く。）のうち売買立会による有価証券の売買又は立会による市場デリバティブ取引を行う市場をいう。）における株価指数先物取引（以下この節及び第48条において単に「株価指数先物取引」という。）の立会は、日中立会及び <u>夜間立会</u> に分かち、各立会の取引時間は、次の各号に掲げる立	第5条 競争売買市場（本所の市場（JASDAQにおける有価証券上場規程第2条に規定するJASDAQを除く。）のうち売買立会による有価証券の売買又は立会による市場デリバティブ取引を行う市場をいう。）における株価指数先物取引（以下この節及び第48条において単に「株価指数先物取引」という。）の立会は、日中立会及び <u>イブニング・セッション</u> に分かち、各立会の取引時間は、次の各

会の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 夜間立会

a (略)

b レギュラー・セッション

午後4時30分から翌日の午前2時55分まで
とする。

c クロージング・オークション

翌日の午前3時とする。

2 (略)

3 休業日においては、株価指数先物取引の立会（J-NE Tデリバティブ取引（J-NE T市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例（以下「J-NE T市場特例」という。）第2条第6号に規定するJ-NE Tデリバティブ取引をいう。）を含む。）を行わない。ただし、一の取引日の立会終了時が休業日に属する場合の第1項第2号に定める取引時間（J-NE T市場特例第32条第1項第1号に規定するJ-NE Tデリバティブ取引の取引時間を含む。）については、この限りでない。

(呼 値)

第11条 (略)

2～4 (略)

5 取引参加者は、次の各号に掲げる立会の区分に従い、当該各号に定める間、呼値を行うことができる。ただし、ストラテジー取引の呼値は、レギュラー・セッション（第10条第2項に規定する取引を行っているときに限る。）においてのみ行うことができる。

(1) (略)

(2) 夜間立会

a (略)

b レギュラー・セッション

午後4時30分から翌日の午前2時55分まで
の間

c クロージング・オークション

翌日の午前2時55分から3時までの間

号に掲げる立会の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) イブニング・セッション

a (略)

b レギュラー・セッション

午後4時30分から11時25分までとする。

c クロージング・オークション

午後11時30分とする。

2 (略)

3 休業日においては、株価指数先物取引の立会（J-NE Tデリバティブ取引（J-NE T市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例第2条第6号に規定するJ-NE Tデリバティブ取引をいう。）を含む。）を行わない。

(呼 値)

第11条 (略)

2～4 (略)

5 取引参加者は、次の各号に掲げる立会の区分に従い、当該各号に定める間、呼値を行うことができる。ただし、ストラテジー取引の呼値は、レギュラー・セッション（第10条第2項に規定する取引を行っているときに限る。）においてのみ行うことができる。

(1) (略)

(2) イブニング・セッション

a (略)

b レギュラー・セッション

午後4時30分から11時25分までの間

c クロージング・オークション

午後11時25分から11時30分までの間

6～11 (略)

6～11 (略)

付 則

この特例は、平成23年7月19日から施行する。

株価指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(用語の意義)	(用語の意義)
第3条 この特例において使用する用語の意義については、有価証券の売買契約締結の方法に係る用語の意義に従うものとし、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。	第3条 この特例において使用する用語の意義については、有価証券の売買契約締結の方法に係る用語の意義に従うものとし、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) 取引日とは、一日（休業日（業務規程第3条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）を除く。）の第7条において <u>夜間立会開始時</u> として定める時から、その翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。 <u>第7条第1項第2号及び第14条第5項第2号を除き</u> 、以下同じ。）の <u>本所が定める時間まで</u> をいう。	(6) 取引日とは、一日（休業日（業務規程第3条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）を除く。）の第7条において <u>イブニング・セッション開始時</u> として定める時から、その翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）まで <u>（翌日にイブニング・セッションを行う場合は、当該イブニング・セッションの開始前まで。）</u> をいう。
(限月取引及びその数)	(限月取引及びその数)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>新たな限月取引の取引開始日は、前項各号に規定する各限月取引のうち、最初に取引最終日が到来する限月取引の取引最終日の終了する日の翌日とし、その日の本所が定める時間から新たな限月取引を開始する。</u>	3 前項各号に規定する各限月取引のうち、最初に取引最終日が到来する限月取引の取引最終日の終了する日の翌日を <u>新たな限月取引の取引開始日</u> とする。
4 (略)	4 (略)
(権利行使価格及びその数)	(権利行使価格及びその数)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 前項に規定する権利行使価格は、次の各号に掲げる株価指数オプション取引の対象の区分に従い、当該限月取引の取引開始日の <u>本所が定める時間</u> に当該各号に定めるところにより設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。	2 前項に規定する権利行使価格は、次の各号に掲げる株価指数オプション取引の対象の区分に従い、当該限月取引の取引開始日に当該各号に定めるところにより設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)

3 (略)

(立会の区分及び取引時間等)

第7条 競争売買市場（本所の市場（ＪＡＳＤＡＱにおける有価証券上場規程第2条に規定するＪＡＳＤＡＱを除く。）のうち売買立会による有価証券の売買又は立会による市場デリバティブ取引を行う市場をいう。）における株価指数オプション取引（以下この節及び第56条の3において単に「株価指数オプション取引」という。）の立会は、日中立会及び夜間立会に分かれ、各立会の取引時間は、次の各号に掲げる立会の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 夜間立会

a (略)

b レギュラー・セッション

午後4時30分から翌日の午前2時55分までとする。

c クロージング・オークション

翌日の午前3時とする。

2 (略)

3 休業日においては、株価指数オプション取引の立会（Ｊ－ＮＥＴデリバティブ取引（Ｊ－ＮＥＴ市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例（以下「Ｊ－ＮＥＴ市場特例」という。）第2条第6号に規定するＪ－ＮＥＴデリバティブ取引をいう。）を含む。）を行わない。ただし、一の取引日の立会終了時が休業日に属する場合の第1項第2号に定める取引時間（Ｊ－ＮＥＴ市場特例第32条第1項第1号に規定するＪ－ＮＥＴデリバティブ取引の取引時間を含む。）については、この限りでない。

(呼 値)

第14条 (略)

2～4 (略)

5 取引参加者は、次の各号に掲げる立会の区分に従い、当該各号に定める間、呼値を行うことができる。ただし、ストラテジー取引の呼値は、レギュラ

3 (略)

(立会の区分及び取引時間等)

第7条 競争売買市場（本所の市場（ＪＡＳＤＡＱにおける有価証券上場規程第2条に規定するＪＡＳＤAQを除く。）のうち売買立会による有価証券の売買又は立会による市場デリバティブ取引を行う市場をいう。）における株価指数オプション取引（以下この節及び第56条の3において単に「株価指数オプション取引」という。）の立会は、日中立会及びイブニング・セッションに分かれ、各立会の取引時間は、次の各号に掲げる立会の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) イブニング・セッション

a (略)

b レギュラー・セッション

午後4時30分から11時25分までとする。

c クロージング・オークション

午後11時30分とする。

2 (略)

3 休業日においては、株価指数オプション取引の立会（Ｊ－ＮＥＴデリバティブ取引（Ｊ－ＮＥＴ市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例第2条第6号に規定するＪ－ＮＥＴデリバティブ取引をいう。）を含む。）を行わない。

(呼 値)

第14条 (略)

2～4 (略)

5 取引参加者は、次の各号に掲げる立会の区分に従い、当該各号に定める間、呼値を行うことができる。ただし、ストラテジー取引の呼値は、レギュラ

一・セッション（第13条第2項に規定する取引を行っているときに限る。）においてのみ行うことができる。

(1) (略)

(2) 夜間立会

a (略)

b レギュラー・セッション

午後4時30分から翌日の午前2時55分までの間

c クロージング・オークション

翌日の午前2時55分から3時までの間

6～11 (略)

(オプション清算数値)

第37条 本所は、取引対象株価指数オプションごとに、各取引日の日中立会の終了後に、その取引日のオプション清算数値を定める。

2～5 (略)

一・セッション（第13条第2項に規定する取引を行っているときに限る。）においてのみ行うことができる。

(1) (略)

(2) イブニング・セッション

a (略)

b レギュラー・セッション

午後4時30分から11時25分までの間

c クロージング・オークション

午後11時25分から11時30分までの間

6～11 (略)

(オプション清算数値)

第37条 本所は、取引対象株価指数オプションごとに、各取引日の午後立会の終了後に、その取引日のオプション清算数値を定める。

2～5 (略)

付 則

この特例は、平成23年7月19日から施行する。

業務方法書の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(休業日)	(休業日)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取引時間又は立会時は休業日から除くものとする。</u>	<u>前項の規定にかかわらず、取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「取引所FX取引特例」という。)第5条第1項各号に定める立会時は休業日から除くものとする。</u>
(1) <u>J-NET市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例第32条第1項第1号に定める取引時間</u>	(新設)
(2) <u>株価指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「指数先物特例」という。)第5条第1項第2号に定める取引時間</u>	(新設)
(3) <u>株価指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「指数オプション特例」という。)第7条第1項第2号に定める取引時間</u>	(新設)
(4) <u>取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「取引所FX取引特例」という。)第5条第1項各号に定める立会時</u>	(新設)
4～6 (略)	4～6 (略)
(有価証券等清算取次ぎの対象取引)	(有価証券等清算取次ぎの対象取引)
第38条 (略)	第38条 (略)
2 第2条第3号に掲げる株価指数オプション取引の権利行使により成立する取引のうち有価証券等清算取次ぎによる株価指数オプションの権利行使により成立するもの及び指数先物特例第33条第3項ただし書、個別証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例(以下「個別証券オプション特例」という。)第39条第3項ただし書又は指数オプション特例第38条第3項ただし書の規定に定めるところにより	<u>第33条第3項ただし書、個別証券オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「指数先物特例」という。)第33条第3項ただし書、個別証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例(以下「個別証券オプション特例」という。)第39条第3項ただし</u>

ギブアップが成立した場合に本所と清算執行取引参加者（指数先物特例第33条第2項、個別証券オプション特例第39条第2項又は指数オプション特例第38条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。第46条において同じ。）の指定清算参加者との間に発生する清算対象取引については、有価証券等清算取次ぎによるものとみなしてこの業務方法書を適用する。

書又は株価指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数オプション特例」という。）第38条第3項ただし書の規定に定めるところによりギブアップが成立した場合に本所と清算執行取引参加者（指数先物特例第33条第2項、個別証券オプション特例第39条第2項又は指数オプション特例第38条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。第46条において同じ。）の指定清算参加者との間に発生する清算対象取引については、有価証券等清算取次ぎによるものとみなしてこの業務方法書を適用する。

付 則

この業務方法書は、平成23年7月19日から施行する。

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(緊急取引証拠金所要額)</p> <p>第13条 緊急取引証拠金所要額は、リスク再計算額に株価指数先物取引差金相当額及びオプション取引代金相当額を加減して得た額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株価指数先物取引差金相当額 株価指数先物取引について、次のa及びbに定める額を合計した額とする。</p> <p>a その取引日の<u>夜間立会</u>及び日中立会のうち本所が定める時間までに行われた自己の計算による株価指数先物取引（本所が定める時間までのその取引日に行われたJ-NETデリバティブ取引（J-NET市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例第2条第6号に規定するJ-NETデリバティブ取引をいう。以下同じ。）を含む。以下このaにおいて同じ。），顧客の委託に基づく株価指数先物取引及び有価証券等清算取次ぎの委託に基づく株価指数先物取引について、その約定数値と緊急清算数値との差に相当する額</p> <p>b (略)</p> <p>(3) オプション取引代金相当額 その日の日中立会における本所が定める時間まで（株価指数オプション取引にあっては、その取引日の<u>夜間立会</u>及び日中立会における本所が定める時間まで）に行われた自己の計算によるオプション取引（本所が定める時間までのその取引日に行われたJ-NETデリバティブ取引を含む。以下この号において同じ。），顧客の委託に基づくオプション取引及び有価証券等清算取次ぎの委託に基づくオプション取引に係る取引代金に相当する額とする。</p>	<p>(緊急取引証拠金所要額)</p> <p>第13条 緊急取引証拠金所要額は、リスク再計算額に株価指数先物取引差金相当額及びオプション取引代金相当額を加減して得た額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株価指数先物取引差金相当額 株価指数先物取引について、次のa及びbに定める額を合計した額とする。</p> <p>a その取引日の<u>イブニング・セッション</u>及び日中立会のうち本所が定める時間までに行われた自己の計算による株価指数先物取引（本所が定める時間までのその取引日に行われたJ-NETデリバティブ取引（J-NET市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例第2条第6号に規定するJ-NETデリバティブ取引をいう。以下同じ。）を含む。以下このaにおいて同じ。），顧客の委託に基づく株価指数先物取引及び有価証券等清算取次ぎの委託に基づく株価指数先物取引について、その約定数値と緊急清算数値との差に相当する額</p> <p>b (略)</p> <p>(3) オプション取引代金相当額 その日の日中立会における本所が定める時間まで（株価指数オプション取引にあっては、その取引日の<u>イブニング・セッション</u>及び日中立会における本所が定める時間まで）に行われた自己の計算によるオプション取引（本所が定める時間までのその取引日に行われたJ-NETデリバティブ取引を含む。以下この号において同じ。），顧客の委託に基づくオプション取引及び有価証券等清算取次ぎの委託に基づくオプション取引に係る取引代金に相当する額とする。</p>

る。

付 則

この規則は、平成23年7月19日から施行する。

株価指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p><u>(取引日の終了時間)</u></p> <p><u>第1条の3 指数先物特例第2条第6号に規定する本所が定める時間は、午後4時とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(新たな限月取引の取引開始時間)</u></p> <p><u>第1条の4 指数先物特例第4条第4項に規定する本所が定める時間は、午前8時20分とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(呼値の条件)</p> <p>第7条の4 指数先物特例第11条第8項に規定する本所が定める有効期間条件又は執行数量条件は、次の各号に定める条件とし、取引参加者は、呼値を行おうとするときは、当該各号に定める条件のいずれかを付して行わなければならない。</p> <p>(1) 通常条件</p> <p>日中立会において行った呼値は、その日の日中立会終了時に、<u>夜間立会</u>において行った呼値は、<u>その取引日の夜間立会</u>終了時に、それぞれ効力を失うものとする条件とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(呼値の条件)</p> <p>第7条の4 指数先物特例第11条第8項に規定する本所が定める有効期間条件又は執行数量条件は、次の各号に定める条件とし、取引参加者は、呼値を行おうとするときは、当該各号に定める条件のいずれかを付して行わなければならない。</p> <p>(1) 通常条件</p> <p>日中立会において行った呼値は、その日の日中立会終了時に、<u>イブニング・セッション</u>において行った呼値は、<u>その日のイブニング・セッション</u>終了時に、それぞれ効力を失うものとする条件とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第8条 指数先物特例第11条第11項の規定により、株価指数先物取引の呼値に関し、本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>夜間立会</u>におけるストラテジー取引の呼値の制限</p> <p>取引参加者は、取引最終日の翌取引日の<u>夜間立会</u>において、ストラテジー取引の呼値を行うことができない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第8条 指数先物特例第11条第11項の規定により、株価指数先物取引の呼値に関し、本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>イブニング・セッション</u>におけるストラテジー取引の呼値の制限</p> <p>取引参加者は、取引最終日の翌取引日の<u>イブニング・セッション</u>において、ストラテジー取引の呼値を行うことができない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(取引の一時中断)</p>	<p>(取引の一時中断)</p>

第9条 (略)

2 指数先物特例第14条の2第1項ただし書に規定する本所が定める場合は、午後2時45分から日中立会終了時まで又は翌日の午前2時30分から夜間立会終了時までの間に同項各号のいずれかに該当した場合、及び過誤のある呼値が入力されたことにより同項各号のいずれかに該当した場合とする。

3・4 (略)

付 則

この規則は、平成23年7月19日から施行する。

第9条 (略)

2 指数先物特例第14条の2第1項ただし書に規定する本所が定める場合は、午後2時45分から日中立会終了時まで又は午後11時からイブニング・セッション終了時までの間に同項各号のいずれかに該当した場合、及び過誤のある呼値が入力されたことにより同項各号のいずれかに該当した場合とする。

3・4 (略)

個別証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(呼値の制限値幅) 第13条 (略) 2 次条に規定する <u>呼値の制限値幅の基準値段に呼値の制限値幅を減じて得た値段について、当該値段における呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り上げ、呼値の制限値幅の基準値段に呼値の制限値幅を加えて得た値段について、当該値段における呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り下げるものとする。</u> 3 (略)	(呼値の制限値幅) 第13条 (略) 2 次条に規定する呼値の制限値幅の基準値段に呼値の制限値幅を加えて得た値段について、当該値段における呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り下げるものとする。 3 (略)
付 則 この規則は、平成23年7月19日から施行する。	

株価指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<u>(取引日の終了時間)</u> <u>第1条の3 指数オプション特例第3条第6号に規定する本所が定める時間は、午後4時とする。</u>	(新設)
<u>(新たな限月取引の取引開始時間)</u> <u>第1条の4 指数オプション特例第5条第3項に規定する本所が定める時間は、午前8時20分とする。</u>	(新設)
(権利行使価格の設定) <u>第2条 指数オプション特例第6条第2項に規定する本所が定める時間は、午前8時とする。</u>	(権利行使価格の設定) (新設)
<u>2 (略)</u> <u>3 指数オプション特例第6条第3項各号の規定により設定する新たな権利行使価格は、次の各号に掲げる株価指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定める方法により設定するものとする。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。</u> (1) 日経300株価指数オプション a 特定限月取引 次の(a)から(c)までに定める場合に該当したときは、その翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。） <u>の午前8時</u> に、当該(a)から(c)までに定める方法により設定するものとする。 (a)～(c) (略) b 特定限月取引以外の限月取引 各限月取引について、毎日の5ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が2種類以下となった場合、当該限月取引について、その翌日 <u>の午前8時</u> に、当該5ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が3種類となるまで、既存の権利行使価格から5ポイント刻みで設定する。	<u>第2条 (略)</u> <u>2 指数オプション特例第6条第3項各号の規定により設定する新たな権利行使価格は、次の各号に掲げる株価指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定める方法により設定するものとする。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。</u> (1) 日経300株価指数オプション a 特定限月取引 次の(a)から(c)までに定める場合に該当したときは、その翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に、当該(a)から(c)までに定める方法により設定するものとする。 (a)～(c) (略) b 特定限月取引以外の限月取引 各限月取引について、毎日の5ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が2種類以下となった場合、当該限月取引について、その翌日に、当該5ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が3種類となるまで、既存の権利行使価格から5ポイント刻みで設定する。

(2) 日経平均株価指数オプション

次の a から c までに定める場合に該当したときは、その翌日の午前8時に、当該 a から c までに定める方法により設定するものとする。

a～c (略)

(3) 業種別株価指数オプション

a 特定限月取引

次の(a)から(c)までに定める場合に該当したときは、その翌日の午前8時に、当該(a)から(c)までに定める方法により設定するものとする。

(a)～(c) (略)

b 特定限月取引以外の限月取引

各限月取引について、毎日の500円刻みの業種別指數設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が1種類以下となった場合、当該限月取引について、その翌日の午前8時に、当該500円刻みの業種別指數設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が2種類となるまで、既存の権利行使価格から500円刻みで設定する。

4 (略)

(呼値の条件)

第10条の3 指数オプション特例第14条第8項に規定する本所が定める有効期間条件又は執行数量条件は、次の各号に定める条件とし、取引参加者は、呼値を行おうとするときは、当該各号に定める条件のいずれかを付して行わなければならない。

(1) 通常条件

日中立会において行った呼値は、その日の日中立会終了時に、夜間立会において行った呼値は、その取引日の夜間立会終了時に、それぞれ効力を失うものとする条件とする。

(2)～(4) (略)

2～4 (略)

(呼値に関する事項)

第10条の4 指数オプション特例第14条第11項の規

(2) 日経平均株価指数オプション

次の a から c までに定める場合に該当したときは、その翌日に、当該 a から c までに定める方法により設定するものとする。

a～c (略)

(3) 業種別株価指数オプション

a 特定限月取引

次の(a)から(c)までに定める場合に該当したときは、その翌日に、当該(a)から(c)までに定める方法により設定するものとする。

(a)～(c) (略)

b 特定限月取引以外の限月取引

各限月取引について、毎日の500円刻みの業種別指數設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が1種類以下となった場合、当該限月取引について、その翌日に、当該500円刻みの業種別指數設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が2種類となるまで、既存の権利行使価格から500円刻みで設定する。

3 (略)

(呼値の条件)

第10条の3 指数オプション特例第14条第8項に規定する本所が定める有効期間条件又は執行数量条件は、次の各号に定める条件とし、取引参加者は、呼値を行おうとするときは、当該各号に定める条件のいずれかを付して行わなければならない。

(1) 通常条件

日中立会において行った呼値は、その日の日中立会終了時に、イブニング・セッションにおいて行った呼値は、その日のイブニング・セッション終了時に、それぞれ効力を失うものとする条件とする。

(2)～(4) (略)

2～4 (略)

(呼値に関する事項)

第10条の4 指数オプション特例第14条第11項の規

定により、株価指数オプション取引の呼値に関し、本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1)～(4) (略)

(5) 夜間立会におけるストラテジー取引の呼値の制限

取引参加者は、取引最終日の翌取引日の夜間立会において、ストラテジー取引の呼値を行うことができない。

2 (略)

定により、株価指数オプション取引の呼値に関し、本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1)～(4) (略)

(5) イブニング・セッションにおけるストラテジー取引の呼値の制限

取引参加者は、取引最終日の翌取引日のイブニング・セッションにおいて、ストラテジー取引の呼値を行うことができない。

2 (略)

付 則

この規則は、平成23年7月19日から施行する。